

- 大使館の紹介
- 大使
- 所在地
- 組織
- 領事ネットワーク
- お知らせ
- 日伊関係
- 政治
- 経済
- 開発協力
- 科学技術
- 文化
- 各種業務·情報
- 領事業務
- ビザ
- <u>日本でのビジネスのために</u>
- <u>イタリアでのビジネスのために</u>
- •
- <u>日本に行く前に(イタリア語のみ)</u>
- 利用者オンライン
- 自己証明
- 書式
- よくある質問
- 領事部の掲示板

<u>Home</u> > <u>各種業務·情報</u> > ビザ

ビザ申請に必要な書類

就労ビザ (被雇用者)

- 1) パスポートサイズの写真(近影・カラー)を貼付したビザの申請書(<u>ビサ申請書Dタイプ</u>)
- 2) パスポート (帰国予定日より数えて90日以上の有効期間が必要) とそのコピー
- 3) 住民票
- 4)移民統合事務局 (SPORTELLO UNICO PER 1'IMMIGRAZIONE) 発行の労働許可書

就労ビザ (非雇用者ビサ)

申請に関しての必要書類は次のリンクを参照してください(<u>http://www.esteri.it/visti/</u>)(イタリア語、英語のみ)、または直接イタリア大使館のビザセクションまで問い合わせください。

主ビザを保有している世帯主が居住予定地の県庁内にある移民統合事務局(SPORTELLO UNICO PER L'IMMIGRAZIONE)でまず申請してください。主ビザ保有者がまだ居住していない場合は委任状(<u>委任状</u>)をもって予定地の県庁内にある移民統合事務局に代理人を通して申請してください。

申請後、移民統合事務局から許可書が当館に届いていることを電話にて確認してから、家族ビザ申請者は 以下の書類をもって当館に来館し、ビザを申請すします

- 1) パスポートとそのコピー
- 2) 申請用紙 (ビサ申請書Dタイプ)
- 3) 証明写真(申請用紙の所定の位置に貼付のこと)
- 4) 住民票
- 5) 日本国外務省のアポスティル証明付『戸籍謄本』とそのイタリア語訳

観光(日本国籍保持者以外。観光を目的とした日本人につきまして90日間までビザなしで滞在できます)

- 1) パスポートサイズの写真(近影・カラー)を貼付したビザの申請書 (<u>ビザ申請書Cタイプ</u>)
- 2) パスポート (帰国予定日より数えて90日以上の有効期間が必要) とそのコピー
- 3) 在留カードとその両面のコピー
- 4) 詳細な日程表
- 5) 往復航空券または航空会社発行の予約確認書
- 6) 宿泊に関する下記のいづれの書類
 - ーホテルバウチャーまたは予約確認書
 - ーイタリア国籍保有者からの招待状(<u>招待状</u>)(身分証明書のコピーを添付のこと)
- ーイタリア国内に合法的に居住している外国籍保有者からの招待状(招待状)(滞在許可書のコピーを添付のこと)
- 7) イタリアに滞在する全期間を通じて医療費をカバーする(最低補償額は30,000ユーロ)海外傷害保険の 契約書
- 8) 預貯金通帳とそのコピー

商用

上記の1)から8)に加え下記の書類も提出する

- 9) 雇用主からのビザ発給申請書(申請書)
- 10) イタリアのパートナーからの招待状 (滞在期間・目的・どのような活動を行うかを明記)

会議出席のためのビザ

上記の1)から8)に加え下記の書類も提出する

9)会議・シンポジウム・展示会への招待状(招聘される方の氏名が明記)

就学ビザ

- 1) パスポートサイズの写真(近影・カラー)を貼付したビザの申請書(ビサ申請書Dタイプ)
- 2) パスポート (帰国予定日より数えて90日以上の有効期間が必要) とそのコピー
- 3) 住民票
- 4) イタリアに滞在する全期間を通じて医療費を完全にカバーする(医療費の項目が無制限の)海外傷害保険の契約書
- 5) 留学の資金が入っている本人名義の預貯金口座の通帳とそのコピー(留学資金の提供者が親の場合、親の通帳、<u>所定の保証書</u>、実印印鑑登録証明を提出してください)
- 6) 住居に関するいずれかの証明書(賃貸契約書、または、家主からの受入れ承諾書(<u>承諾書</u>)、または、 受け入れ先学校の住居提供証明書)

(注意:二回目以降の就学ビザ申請の場合は過去に取得したビザで通った学校の修了書・出席証明書の原本)

語学留学

上記1)から6)に加え、語学留学の場合に必要な書類 は下記の:

- 7)入学許可書の原本(滞在期間、受講授業時間数(週20時間以上)、受講料が支払い済みであることを明記)
- 8) 教育監督局の認可を受けていることを証明する書類、または学校の経営母体である会社の商工会議所の直近の登記簿謄本

職業訓練コース

上記1)から6)に加え、職業訓練コースに参加する場合に必要な書類 は下記の: (職業訓練校として州に登録されていない学校の場合、ビザの発給はできません)

- 7) 期間と授業時間数(週20時間以上)を明記した入学許可書の原本
- 8) 学校が職業訓練を実施する許可を得ていることを証明する書類

研修

上記1)から6)に加え、研修に参加する場合に必要な書類 は下記の:

- 7) 州の認可を受けた訓練計画書
- 8) 研修の主催者と(レストラン、ホテルなどの)研修施設との間に取り交わされた協定書

大学

上記1)から6)に加え、大学に通う場合に必要な書類 は下記の:

7) 大学 / 国立音楽院 / 美術アカデミーの受験許可書

(学校に直接願書を出すことはできません。出願は在東京イタリア文化会館を通して行ってください。出願の締め切りは大学省が毎年発行する要綱に記載されます。出願手続き終了後、毎年八月末から九月初めにかけて、当総領事館は大学/国立音楽院/美術アカデミーにおいて行われるイタリア語能力判定試験を受験するための暫定ビザを発給します)

交換・文化プログラム (未成年者)

上記に加え、未成年者が交換・文化プログラムに参加する場合下記の書類を提出する:

- 7) 受入れ先の学校からの入学許可書
- 8) 交換プログラムを主催する機関からの参加証明書
- 9) 両親の同意書

(14歳以上18歳未満の未成年者のみ、イタリア外務省文化促進協力局と大学省の認可を受けた交換プログラムや文化活動にかぎって、ビザの申請をすることができます。申請は両親とともに来館して行ってください。)

高度な研究、および、文化活動を行う場合 (大学また研究機関にて正規の教職・研究職の場合)

日本の大学や研究機関において正規の教職または研究職にあり、サバティカル(給与が保証される休職システム)でイタリアの大学または研究機関において報酬を得ずに研究活動を行う場合、「高度な研究と目的としたビザ」の申請が可能です。申請の際には、日本の所属機関発行の英文の「ビザ発給依頼書」(イタリアでの受け入れ先、研究目的・期間、給与が保証されるサバティカルである旨を明記したもの)とイタリアの受け入れ先からの「受入れ承諾書」(受入れ期間、無報酬である旨を明記したもの)を提出してく

ださい。いずれも、各機関の長のサインが入った正式なものが必要です。

注意

- ・ビザ申請は出発の90日前より受け付けています。審査には時間がかかりますので、余裕をもって申請してください。
- •上記以外の書類の提出を求められることがあります
- •必要書類に少しでも不備がある場合、申請は受理されません
- •申請が受理されてもビザが取得できないことがあります
- •申請は必ずご本人が来館して行ってください
- •申請書はすべてローマ字(伊文または英文)で記入してください
- ・手続きには最大90日かかる場合があるので、申請は余裕をもって行ってください

Visas to enter Italy

Visa request for Foreign correspondent accreditation in Italy

領事業務

ビザ

<u>ー</u> 日本でのビジネスのために イタリアでのビジネスのため に

<u>日本に行く前に(イタリア語</u> のみ)